

海の京都管内におけるＪＣＳＩ顧客満足度調査業務委託企画提案（プロポーザル）実施要領

平成３０年６月７日
一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社（以下「海の京都ＤＭＯ」という。）では、海の京都管内におけるＪＣＳＩ顧客満足度調査業務委託について、次のとおり募集しますので、参加希望者は下記の事項に従い応募してください。

記

１ 趣旨

日本版ＤＭＯの主たる目的である観光地域づくりを推進するためには、各種データの継続的な収集・分析の実施、データに基づく明確なコンセプトに基づいた戦略の策定、ＫＰＩの設定、ＰＤＣＡサイクルの確立が必要である。このため、平成２８年度に海の京都管内を対象としたＪＣＳＩ顧客満足度調査を実施したところであるが、上記調査は、継続実施し、経年変化を分析することにより管内の特徴の変化も把握することができ、今後の戦略を策定していく上での根拠資料となるデータが得られるものである。

そのため、「一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社（通称「海の京都ＤＭＯ」）」では、上記調査を平成３０年度に実施するが、実施の際には平成２８年度に海の京都管内を対象として実施したＪＣＳＩ顧客満足度調査を基本としつつ、更に効果的な調査方法、調査項目、分析方法について企画提案を募集する。

２ 業務の概要

- (1) 業務の名称 海の京都管内におけるＪＣＳＩ顧客満足度調査業務委託
※詳細は、別紙「業務委託仕様書」のとおり。

- (2) 契約期間
契約締結日から平成３１年２月２８日（木）まで。
（業務完了報告書の提出を含む。）

３ 応募する者に必要な資格その他の注意事項

- (1) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、過去５年間に同種の業務の履行実績を有し、次のすべての要件を満たすこと。ただし、下記②③において、京都府の入札参加資格を求めるものではない。
- ① 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。
 - ② 地方自治法施行令第１６７条の４の規定により、京都府の入札参加資格を取り消されていないこと。
 - ③ 京都府から指名保留又は指名停止措置を受けていないこと。
 - ④ 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人等でないこと。
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げる暴力団、同条第６号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
 - ⑥ 代表者、役員又はその使用人が刑法第９６条の３又は第１９８条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から２年を経過しない者でないこと。
 - ⑦ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第３条又は第８

条第１項第１号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から２年を経過しない者でないこと。

- ⑧ 団体又はその代表者が本業務に関連する法律に違反するとして関係機関に認定された日から２年を経過しない者でないこと。

(2) ２者以上による共同提案は認めない。

4 応募手続き

(1) 参加意向の表明

本提案募集に参加を希望される場合は、平成３０年６月１４日（木）１７時までに参加意向申出書（様式１）に必要事項を記入の上、電子メール又はＦＡＸで連絡すること。

E-mail : info@uminokyoto.jp FAX : 0772-68-5055

(2) 提案制作に関する質問

提案制作等に関する質問は、次のとおり受け付ける。

- ① 質問期限 平成３０年６月１４日（木）１７時
② 質問方法 電子メール又はＦＡＸにより提出すること。

E-mail : info@uminokyoto.jp FAX : 0772-68-5055

- ③ 回答日 平成３０年６月１５日（金）

- ④ 回答方法 回答は参加者全員に対して行い、業務に関する内容は仕様書として扱う。

(3) 企画提案書の提出

（様式２）に、以下のすべての書類を添付して提出すること。

提出書類名		部数	内容等	備考
1	企画提案書（概要）	5	少なくとも以下の項目について言及しながら、企画提案書（概要）を作成すること。 1 JCS I 顧客満足度調査の具体的調査手法 2 上記調査の調査項目の詳細な説明 3 観光戦略上有効な分析方法の具体的な提案 4 具体的な項目ごとのスケジュール 5 上記調査を実施するための人員体制	様式任意 （A 4）
2	見積書	1	積算根拠が明確になるよう具体的に記述すること。	様式任意 （A 4）
3	会社概要	5	会社案内（パンフレット等）及び様式３	
4	調査業務受託実績	5	同種調査業務の受託実績	様式任意 （A 4）

※平成２８年度に海の京都管内を対象として実施したＪＣＳＩ顧客満足度調査の結果につきましては、海の京都ＤＭＯ総合企画局へ連絡いただければ送付させていただきます。

(4) 提出先

以下に提出すること（郵送又は持参のいずれでも可）。

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社 総合企画局

〒629-2501 京都府京丹後市大宮町口大野 226 京丹後市役所大宮庁舎内

TEL:0772-68-5055

(5) 提出期限

平成３０年６月２２日（金）１７時（必着）

(6) 応募書類の取扱い

- ① 提出された応募書類等は返却しない。
- ② 提出された応募書類等は、審査の必要上複製を作成することがある。

(7) 失格事項

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

- ① 各書類の提出期限を過ぎた場合
- ② 実施要領に定める手続き等に違反した場合
- ③ 提案書等に虚偽の記載をした場合

(8) その他

- ① 提案に関して必要となる費用は提案者の負担とする。
- ② 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- ③ 参加意向申出書又は企画提案書を提出した後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、書面にて申し出ること。

5 委託予算

本業務は、10,000,000円（消費税込み）以内を委託予算とする。

6 契約の相手方の特定

(1) 特定方法

企画提案書及び見積書（以下「企画提案書等」という）について、次の審査を行い、採用候補となる企画提案等を選定する。

（評価項目）

- ① 提案内容の妥当性、
- ② 作業計画の妥当性、効率性
- ③ 調査遂行能力（業務実績等）
- ④ 経費見積

※提出物の内容について、別途問い合わせる場合がある。

※なお、すべての提案を評価した結果、何れも選定しない場合がある。

また、必要に応じ、提出書類と応募者によるプレゼンテーションを実施する場合がある。その場合は事前に、開催場所等を個別に連絡する。

提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する経費は、応募者において負担するものとする。

(2) 特定と結果の通知

最も高い評価を受けたものを本業務の委託契約の相手方として特定する。

特定後、すべての応募者に対し、特定、非特定の旨を通知する。

(3) 特定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、特定を取り消すことがある。

- ① 提出者が応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

7 契約及び契約条件など

(1) 契約

上記6により特定された者を、本業務の委託契約候補者とする。

(2) 契約条件など

契約条件については、委託契約候補者と海の京都DMOとの間で提案内容を確認する場を設け、実施内容について精査・調整したうえで、最終的な契約内容及び金額を確定するものとする（提案内容及び見積額でそのまま契約を行うものではない。）。

- ① 本業務は、候補者の提案内容及び上記の協議内容を踏まえて実施する。
- ② 提案内容とその見積については、提案内容を見積金額で実施できることを確約したものとみなす。

8 スケジュール

募集開始予定	平成30年6月 7日（木）
参加意向の表明期限	平成30年6月14日（木） 17時
質問書の提出期限	平成30年6月14日（木） 17時
質問書への回答	平成30年6月15日（金）まで
企画提案書等の提出期限	平成30年6月22日（金） 17時
プレゼンテーション	平成30年6月26日（火） 13時から（予定）
業者特定	平成30年6月29日（金）
履行期限（業務完了報告書の提出）	平成31年2月28日（木）